また、都道府県市及び保管事業者と十分な連絡調整を行った上で、計画的な処理を推進するものとする。

さらに、処理費用の負担能力が低い保管事業者でも円滑に処理委託ができるよう、分割して処理費用を支払うための仕組みを整える。また、計画的な処理委託を行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、意図的に処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により、計画的な処理委託を促進することを検討するものとする。これらの取組により、日本環境安全事業株式会社は、計画的かつ着実な処理を行った上で、可能な限り速やかに事業終了のための準備にも取り組むものとする。

⑵　都道府県市の取組

都道府県市は、必要な調査を行った上で、管内における未処理の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物を網羅的に把握することが必要である。このため、事業者に対して使用製品の保有状況を確認するとともに、保管事業者と関係のある事業者団体等を通じて情報収集に努めるものとする。これらの取組においては、国、日本環境安全事業株式会社、電気保安関係等の事業者等と協力して未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、処理の時期を確認するものとする。さらに、計画的処理完了期限までに日本環境安全事業株式会社への処理委託が行われるよう、必要な指導等を行うものとする。また、都道府県市は、使用中の使用製品についても将来処理が必要となることを踏まえ、各地方産業保安監督部等と連絡調整し、対応するものとする。

都道府県市は、拠点的広域処理施設における円滑な処理を確保するため、当該地域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の搬入の時期、進行管理その他の計画的な搬入のための取組について、相互に十分な協議及び調整を行うとともに、日本環境安全事業株式会社とも十分な連絡調整を行うものとする。

また、都道府県等は、これらの協議及び調整を踏まえて、計画的な搬入のための方針を処理計画に定めるとともに、当該処理計画に基づき、都道府県市は保管事業者に対し、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を計画的に拠点的広域処理施設に搬入するよう指導等を行うことに努めるものとする。

また、地元地方公共団体は、地域住民に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の必要性の説明、日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設周辺の環境の状況の監視に関する情報の提供その他の地域の実情に応じたポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する地域住民の理解を深める取組を行うことが必要である。

地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題であるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、都道府県市は、地元地域の重要な貢献を認識し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理など、可能な限り協力を行うことが重要である。

⑶　国の取組

国は、日本環境安全事業株式会社が行う事業の全般を統括し、日本環境安全事業株式会社を指導監督する。具体的には、拠点的広域処理施設における処理が、引き続き安全を第一としつつ計画的に行われるよう日本環境安全事業株式会社を指導監督するとともに、日本環境安全事業株式会社が、事業の実施状況について、地域住民、保管事業者等の関係者とのコミュニケーションを通じ、事業に対するより一層の理解を得ることに努めるよう指導監督する。

また、国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに、使用中の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の確認を行う。これらに加え、計画的処理完了期限までに日本環境安全事業株式会社への処理委託が行われるよう必要な措置を講ずる。

さらに、都道府県市間の協議及び都道府県市と日本環境安全事業株式会社の間の連絡調整に際し、広域的な見地及び計画的な処理の確保に係る見地から必要な調整を行うこととする。これらの取組においては、使用中の使用製品についても、計画的な処理がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

また、国は、日本環境安全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の整備に対し補助を行うことを通じ、中小企業者等の保有する高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物に係る費用負担の軽減を図るものとする。さらに、日本環境安全事業株式会社が行う拠点的広域処理施設の補修・点検・更新に対し資金の補助を行うことを通じ、当該処理設備の健全な維持を確保するものとする。

このほか、日本環境安全事業株式会社の長期借入金に係る債務について保証することにより、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の円滑な推進に努めるものとする。

また、地元地方公共団体が、我が国及び世界の環境問題であるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、国は、地元地域の重要な貢献を認識し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の円滑な処理など、可能な限り協力を行うことが重要である。

3　処分を日本環境安全事業株式会社に委託する保管事業者の責務

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を日本環境安全事業株式会社に委託しようとする保管事業者は、拠点的広域処理施設が、経済合理性の確保の観点から、事業対象地域におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入を前提に整備されているものであることを踏まえ、都道府県市の指導等に従うとともに、あらかじめ、日本環境安全事業株式会社と連絡調整を行い、日本環境安全事業株式会社の受入条件を満たした上で、同社の各事業所に搬入を行わなければならない。

保管事業者は、自ら処分を行う場合を除き、日本環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行う必要がある。使用製品を使用する事業者についても、廃棄物処理法による排出事業者責任に基づき、また、平成37年までのポリ塩化ビフェニルの使用の全廃を規定するストックホルム条約を踏まえ、自ら処理を行わない場合は、日本環境安全事業株式会社の各事業に係る計画的処理完了期限までに同社に処分の委託を行うことが必要である。

特に、多量保管事業者にあっては、日本環境安全事業株式会社の受入条件及び受入計画と整合を図りつつ、搬入の量、搬入の時期及び搬入の方法その他計画的な処分に関する事項を定めた計画を策定し、当該計画に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分が完了するまでの間、計画的な搬入を行うことに努めなければならない。

第４節　微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理の推進

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、次のとおり、処理体制の整備等を図ることにより、安全かつ効率的な処理を推進することとする。

1　処理体制の整備

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等については、廃棄物処理法第14条の４又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の４の４に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。

また、国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。

さらに、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中の使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について検討を進めることとする。

2　測定方法の確立

微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の安全かつ効率的な処理を推進するため、国は、絶縁油中のポリ塩化ビフェニルを短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図ることとする。